

地域の特性を生かした持続可能な
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けて

建 議

鳥取県教育審議会生涯学習分科会

兼

鳥取県社会教育委員会議

令和4年9月

目 次

はじめに	1
第1章 地域と学校の連携・協働推進に向けた国の動向	2
(1) コミュニティ・スクール	
(2) 地域学校協働活動	
(3) 従前の取組との関係	
(4) コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議	
第2章 鳥取県におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた取組・現状	4
第1節 「鳥取県教育振興基本計画（第3期計画）」における位置づけと目標	
第2節 鳥取県教育委員会による取組・支援	
(1) 県立学校について	
① 制度の導入・運用	
② 人材育成	
③ 伴走支援	
(2) 市町村への支援	
① 財政支援	
② 人材育成	
③ 情報発信	
④ 伴走支援	
第3節 鳥取県立学校・県内市町村立学校における推進状況	
第4節 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動にかかわる関係者の認識 ～令和3年度鳥取県「コミュニティ・スクール推進研修会」兼「地域学校協働活動研修会」参加者から寄せられた声を手がかりに～	
第5節 鳥取県内における先行事例訪問調査	
(1) 調査報告	
(2) 調査後の委員協議	
第6節 一体的推進に向けた課題	
① 制度・活動への理解促進	
② 人材確保	
③ 円滑な導入・運営	
第3章 地域の特性を生かした持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けて	15
第1節 持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けた考え方の整理	
(1) 地域の特性を生かした活動に向け大切にしたい考え方	
(2) 持続可能な活動に向け大切にしたい考え方	
(3) 鳥取県における地域学校協働本部の在り方	
① 地域学校協働本部とは	
② 学校運営協議会と地域学校協働本部の関係	
第2節 具体的な推進方策～鳥取県教育委員会による取組・支援～	
① 県立学校の取組	
② 市町村教育委員会への支援	
③ 学校・教職員への支援	
④ 地域への支援	
おわりに	19

【巻末資料】

- 1 活動経過 2 委員名簿 3 参考資料 4 引用した条文 5 視察結果の概要

はじめに

鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議（以下、本分科会）では、巻末の「活動経過」に示しているように、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動について積極的に審議等を行ってきた。本分科会は社会教育や学校教育にかかわる多様な顔ぶれの委員で構成されているが、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動について審議を始めた当初、皆がそれらの意義・目的や必要性、鳥取県における現状や課題について、共通理解や認識を持っていたわけではない。直接的にコミュニティ・スクールや地域学校協働活動にかかわっている委員ばかりではなく、直接的にかかわっていても自分自身の理解や認識に「これでよいのだろうか」、「もっとよりよくしていくには」と感じている委員も少なくなかった。そこで、国や県の政策動向や今日の状況について改めて学習したほか、県内で先行して実践されているコミュニティ・スクールや地域学校協働活動にかかわる視察調査も行い、調査を終えた後には率直な意見交換を行ってきた。

それらを通じて改めて気づかされたことは、これからの学校づくり・地域づくりにコミュニティ・スクールや地域学校協働活動は欠かすことはできず、むしろこれらを手段として積極的に活かしていかなければ、「社会に開かれた教育課程」にしる地域創生にしる、その実現は難しいということであった。ただし、視察において多くの委員が認識したように、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動のありようは、学校や地域によって実にさまざまであることにも同時に気づかされた。そして、いずれの地域・学校種においても各々の良き特性や条件を活かしながらコミュニティ・スクールや地域学校協働活動が展開できるよう、今ある課題をどうしたら克服できるのか、分科会での意見交換等を通じて考えを深めていった。

これまでの一連の活動より得られた知見をまとめ、このたび、鳥取県教育委員会に「建議」を行うこととした。鳥取県教育委員会には本建議を十分に活かし、県内すべての地域において、「地域の特性を生かした持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動」が展開されるよう、大いに支援していただくことをお願いしたい。

鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議

(令和2年10月1日～令和4年9月30日)

会長 川口有美子

第1章 地域と学校の連携・協働推進に向けた国の動向

文部科学省では、学習指導要領（小・中学校：平成29年3月告示／高等学校：平成30年3月告示）で「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」（ポイントは、①よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有。②これからの社会を創り出していく子どもたちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成。③地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現。）の実現を重視し、その理念を前文に明示した。さらに、この理念の実現に向け、組織的・継続的に地域と学校が連携・協働していく具体的な取組として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）やコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を打ち出した。平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されるとともに、社会教育法の一部改正により連携協働体制の整備（地域学校協働活動推進員の規定等）について規定された。

(1) コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことであり、学校運営協議会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことである。コミュニティ・スクールの主な機能は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定される次の3点である。

<コミュニティ・スクールの主な3つの機能>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○校長が作成する学校運営の基本方針を承認する○学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる○教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる |
|--|

これらの機能により、コミュニティ・スクールは「学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる『地域とともにある学校』への転換を図るための有効な仕組み」であり、「学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくこと」ができる仕組みとされる。

(2) 地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことである。社会教育法第5条第2項に規定される地域住民等が学校と協働して行う様々な活動を指す。

文部科学省は、「子供の成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて、意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る『学校を核とした地域づくり』を推進し、地域の創生につながっていくことが期待される」としている。活動の事例として、「子供たちが地域に出て行って郷土学習を行ったり、地域住民

と共に地域課題を解決したり、地域の行事に参画して共に地域づくりに関わる」といったものを示している。(文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン 参考の手引き」平成 29 年、6 ページより)

また、文部科学省は、多くのより幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制を「地域学校協働活動本部」と名付け、①コーディネート機能 ②多様な活動 ③継続的な活動が重要であると示している。これは、平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」で提言されたものであるが、連携の体制は様々な形態があり得る。(地域学校協働本部について法律上の規定はない。)平成 29 年 3 月改正の社会教育法第 5 条及び第 6 条の規定では、教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供するに当たっては、地域住民等と学校の連携協力体制を整備することが求められている。

(3)従前の取組との関係

文部科学省は、「学校支援地域本部等が既に構築されている地域においては、その体制を基盤として、コーディネート機能の強化、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の実施、活動の継続的・安定的実施を目指して、地域学校協働本部へと発展させていくことが期待」されるとし、「地域が学校を『支援』する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の『連携・協働』型の活動の充実に向けて」取組を推進していくことが重要としている。また、従来の個別の活動を、総合化・ネットワーク化し、組織的で安定的に活動を継続できるような仕組みを整えることが重要としている。(前掲文部科学省手引き、10 ページより)

(4)コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

平成 29 年 3 月改正の地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、附則において施行後 5 年を目途としてその在り方について検討を加えるものとされていることから、これらのコミュニティ・スクールを取り巻く状況を踏まえ、今後の学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、コミュニティ・スクールの在り方について外部有識者の協力を得て検討を行った。令和 3 年 8 月 25 日に中間まとめ、令和 4 年 3 月 14 日に最終まとめを公表し、要点は次の通りである。

<コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ(概要)～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた 対話と信頼に基づく学校運営の実現～より抜粋>

1. コミュニティ・スクールに関する現状

地教行法改正により平成 16 年に制度化、平成 29 年努力義務化。

2. コミュニティ・スクールの成果と課題

令和 3 年 5 月時点で全国の公立学校の 33.3%が導入。教育課程や学校運営改革に効果。導入しても形式的な学校運営協議会となっている事例もみられる。

3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現。

- 【取組の方向性】(1) コミュニティ・スクールの導入促進
 (2) コミュニティ・スクールの質的向上
 (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進

本分科会としては、今回の国の検討状況を参考にしながら、本県の施策について検討した。

第2章 鳥取県におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた取組・現状

第1節 「鳥取県教育振興基本計画(第3期計画)」における位置づけと目標

鳥取県教育委員会では、「鳥取県教育振興基本計画(平成31(2019)年度～令和5(2023)年度」(第3期計画)において具体的な目標を掲げてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の導入・実施に努めている。令和5年度には、県内全ての公立学校でコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の整備を目指している。

「鳥取県教育振興基本計画」での位置づけと目標(抜粋)

施策1-(1) 社会全体で取り組む教育の推進

(目指すところ)

- 学校、家庭、地域が相互の連携・協働を進め、それぞれが、子どもたちの育ちに積極的に関わり、子どもたちの自己肯定感、生きる力、ふるさとへの愛着や社会へ貢献しようとする力を育成します。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、地域学校協働活動等の取組により、社会総掛かりで、子どもたちの成長を支える体制づくりを進めます。

【数値目標】

指 標	現況値※	目標値※
学校支援ボランティア登録者数	7,453 人	9,000 人
コミュニティ・スクールを導入している学校数	39 校	全ての公立学校
地域学校協働本部を設置している学校数	100 校	全ての公立学校

※「現況値」は平成29年度、「目標値」は令和5年度の数値。

第2節 鳥取県教育委員会による取組・支援

(1) 県立学校について

鳥取県教育委員会は学校設置者として必要な規定の整備と予算の確保を行い、目標を定めてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の実施に努めている。

① 制度の導入・運用

- ・平成31年9月に学校運営協議会の設置に必要な事項を定めた「鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を制定。(施行は令和2年4月1日)

- ・「鳥取県教育振興基本計画（第3期計画）」（計画期間：平成31年度～令和5年度）において、県内すべての公立学校へのコミュニティ・スクール導入と、地域学校協働本部設置を目標として位置づけ、令和4年4月にはすべての県立学校に学校運営協議会を設置済み。
- ・各県立学校の学校運営協議会に係る予算を確保し、学校運営協議会を運営。
- ・各県立学校が地域と協働して行う活動についても所要の予算を確保し、実施。

②人材育成

- ・管理職又はコミュニティ・スクール担当職員を対象とした学校運営協議会の導入と運営に関する研修会を実施。
- ・コミュニティ・スクール担当職員を全国コミュニティ・スクール研究大会に派遣。
- ・県内の学校教職員や学校運営協議会委員等を対象とした研修会の開催。（県立学校の教職員、学校運営協議会委員等も対象。詳細は下記(2)市町村への支援②人材育成を参照）

③伴走支援

教育委員会が校長会において制度の趣旨説明、各学校を巡回して教職員、学校運営協議会委員に制度の趣旨を説明。また、学校からの相談に応じている。

(2)市町村への支援

市町村でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進に向け、県教育委員会では財政支援、人材育成、情報発信、伴走支援に取り組んでいる。

①財政支援

コミュニティ・スクールを導入済み、または導入する計画を有しており、かつ地域学校協働活動推進員等を配置している市町村に対し、学校と地域の連携・協働による持続可能な推進体制の構築に係る経費や、地域学校協働活動に係る経費について助成している。

- ・地域学校協働活動推進事業
 - ・令和4年度予算額：49,838千円（内、市町村補助額46,699千円）
 - ・補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3
 - ・補助を活用している市町村：18市町村（中核市（鳥取市）は直接国から助成）
 - ・対象となる事業：地域学校協働活動運営委員会開催、研修会参加や先進地視察、啓発リーフレット・チラシの作成、学校運営協議会の活性化、地域と学校の連携協働体制の構築等の経費、学校の働き方改革を踏まえた活動、学習支援活動及び体験活動、放課後子供教室、地域未来塾、その他の地域学校協働活動

②人材育成

コミュニティ・スクール推進研修会をはじめとして、県内の関係者を対象に学校・家庭・地域の連携・協働に係る研修会を継続的に開催し、人材の育成に努めている。

- ・鳥取県「コミュニティ・スクール推進研修会」兼「地域学校協働活動研修会」の実施
 - 市町村教育委員会担当者、学校運営協議会委員など地域でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に携わる方、学校の担当教職員を対象に、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する研修を実施している。
- ・放課後子供教室担当者研修会の実施
 - 放課後子供教室等の担当者や運営に携わる者を対象に、地域学校協働活動や安全な運営に関するノウハウなどに関する研修を実施している。

・地域コーディネーター養成講座の実施

学校運営協議会委員、学校支援活動関係者、公民館職員等を対象に、学校と地域との連携・協働を促進するとともに、地域づくりを進めるためのコーディネートを行うことのできる人材を育成するため、社会教育及び地域学校協働活動に関する基礎的知識やコーディネートに必要な知識・技能を習得する講座を令和元年度より開催している。

③情報発信

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組み等について、関係者に広く周知を図るため、継続的に次のような情報発信を行ってきている。

・リーフレットの作成・配布

平成 29 年度から、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に関するリーフレットを作成している。これまでに、各地域・学校の導入段階や実情に応じて活用できる 4 種類を作成し、鳥取県教育委員会の担当者が行う伴走支援や、県・市町村教育委員会の研修等で活用している。

・県ホームページにワークショップ等で活用できる熟議シートや地域学校協働マップのテンプレートを掲載している。

・文部科学省等からの研修会やフォーラムについて情報を提供している。

④伴走支援

県教育委員会の担当者が、市町村からの要請に応じて、市町村が開催するコミュニティ・スクール導入に向けた準備委員会等へ出席し、事業説明や助言を行っている。

第3節 鳥取県立学校・県内市町村立学校における推進状況

令和 4 年 5 月 1 日現在、全校種の合計で 8 割以上の学校に学校運営協議会が設置され、6 割以上の学校において地域学校協働本部が整備されている。

【本県のコミュニティ・スクールの導入状況】

単位：%

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4 *
小学校	20.8	36.9	55.8	59	66.7	80.1 (93校/116校)
中学校	22.8	27.8	47.2	53.8	61.5	75.4 (40校/53校)
義務教育学校		33.3	100	100	100	100 (5校/5校)
高等学校	0	0	4.2	33.3	66.7	100 (24校/24校)
特別支援学校	0	0	37.5	75	100	100 (9校/9校)
合計	18.2	28.9	47.6	56.1	67.5	82.6 (171校/207校)

* R 4 年度は 5 月 1 日現在



表にみるように、本県のコミュニティ・スクール導入状況は、当初は、小・中・義務教育学校での導入が顕著であったが、令和 2 年度以降、高等学校・特別支援学校での導入増加が目立った。令和 4 年 4 月に、すべての県立学校に学校運営協議会が設置された。

【本県の地域学校協働本部の整備状況】

単位：％

年度	R 1	R 2	R 3	R 4 *
小学校	49.2	55.6	59.0	67.2 (78校/116校)
中学校	52.8	61.5	65.4	69.8 (37校/53校)
義務教育学校	33.3	25.0	25.0	40 (2校/5校)
高等学校	0.0	16.7	16.7	16.6 (4校/24校)
特別支援学校	0.0	75.0	100	100 (9校/9校)
合計	42.3	52.7	56.8	62.8 (130校/207校)

* R 4年度は5月1日現在



表にみるように、本県の地域学校協働本部の整備状況は、高等学校での整備があまり進んでいない。小・中・義務教育学校においても、コミュニティ・スクールを導入していても地域学校協働本部は未整備という学校もあり、今後の整備状況を注視する必要がある。

【県立学校の状況】

県立学校においては、近年、コミュニティ・スクールの導入が進展し、地域住民のみならず隣隣学校等を含め、様々な人びとや機関と連携・協働した活動も積極的に行われている。

高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校のコミュニティ・スクールの導入率：100%（令和4年5月1日時点） ・県立高等学校のコミュニティ・スクール導入は令和元年度から始まり、令和3年度までに16校が導入、令和4年度には全校（24校）が導入済み。 ・導入開始後、早期に導入が進んだ背景は、従来から地域住民、卒業生、行政等で構成される「学校を支援する会」等の任意の会の活動や本県で推進中の「ふるさとキャリア教育」で地域をフィールドとした探究学習等を進める際の地域との連携が活発であったことなどであると考えられる。 ・各校の特色や専門性に応じ、学校の立地する周辺地域に加え、企業・団体・大学等と独自の地域と連携した教育を展開。（小学生と一緒にあいさつ運動を実施、近隣の小中学校・公民館と阪神大震災ゆかりのヒマワリを栽培など） ・学校が立地する自治体の費用負担で学校魅力化等を本務とするコーディネーターが配置されている学校では、同コーディネーターが学校と地域の連携に大きく貢献している。
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・県立特別支援学校のコミュニティ・スクールの導入率：100%（令和4年5月1日時点） ・既存の学校評議員制度を拡充する形で学校運営協議会へ移行。 ・学校運営協議会委員は各校の立地地域の方、障がい種別に応じた企業、福祉関係者等により構成。 ・各校は、立地周辺地域と連携し、地域の祭りへの参加、カフェの運営などを実施。地域ボランティアによる、早朝、放課後、長期休業中に子ども教室を開設し、見守りや体験活動等も行っている。

【市町村立学校の状況】

令和3年度鳥取県学校教育実施状況調査によると、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の有無にかかわらず、県内には約6,500人も学校の支援ボランティアがおり、公民館等で放課後子供教室が実施されるなど、全ての市町村で地域と学校が連携した活動が行われている。

① 学校支援ボランティア

「学校支援ボランティア」として、学習支援活動、図書の整理や読み聞かせ、校内の環境整備、登下校時等における子どもの安全確保など、地域の方々による多くの支援活動が行われている。

- ・小・中・義務教育学校数: 156校(小学校118校、中学校38校)
 - ・学校支援ボランティア: 6,540人(小学校 5,528人、中学校 1,012人)(R4年3月現在)
- 「令和3年度学校教育実施状況調査」より

② 放課後子供教室

「放課後子供教室」とは、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動で、地域の方々が推進員、支援員等として活動している。

③ 地域未来塾

「地域未来塾」とは、小・中・高校生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組で、多くの地域の方々の参画を得て充実した活動が行われている。

令和4年度学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用し、②放課後子供教室を実施しているのは8市町村、③地域未来塾を実施しているのは6市町村である。このほか、各市町村予算にて、同様の事業を実施している市町村もある。

④ その他特徴的な取組

令和元年11月に県教育委員会が作成したパンフレット「コミュニティ・スクール～地域とともにある学校づくり～/地域学校協働活動～学校を核とした地域づくり～」には、上記①から③の他に、下表のとおり、それぞれの市町村による特徴的な取組が記載されている。

	取組の目的・概要	特徴的な活動
南部町	<p>『人づくりの循環』をより確かなものに</p> <p>平成18年度より「新しい学校づくり(学校改革)」のため、コミュニティ・スクール制度を段階的に導入し、平成28年度に町内のすべての学校において導入となった。コミュニティ・スクールを基盤とする地域とともに歩む学校教育の推進により、「まち未来科」の学びが生まれ、それが「高校生サークル」「新☆青年団」にひきつがれた。『コミュニティ・スクール育ち』が、人づくり・まちづくりの一翼を担い始めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「まち未来科」の学び <ul style="list-style-type: none"> ・未来を生き抜くために、ふるさと愛着力・社会参画力・将来設計力・人間関係調整力の4つの力を育むために「まち未来科」を創設 ・年長から中3までの10年カリキュラムに発展 ○「高校生サークルの誕生と青年団の復活」 <ul style="list-style-type: none"> ・中学3年生までに培った自己肯定感やふるさと愛着力などを活用して、1人でも多くの人と出会い、1つでも多くの体験をし、1つでも多くの感動を味わって、さらに南部町プライドをふくらませ、より幸せな生き方を見つけていくための活動 ・地域行事への参画意識の高まり
伯耆町	<p>放課後子供教室「安心・安全な居場所づくりと心豊かなたくましい子どもの育成」</p> <p>放課後の子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、学びやスポーツ・文化活動等を提供し、異年齢や地域の大人との交流を通じて、地域の中で心豊かなたくましい子どもを育む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ在籍の希望者を含めたすべての児童が放課後子供教室に希望参加できる一体型運営を行う。 ・地域学校協働本部実行委員会に放課後子供教室運営委員会を設け組織的に課題解決できるよう配慮。 ・体力づくりは町内スポーツクラブに業務委託し専門性と楽しさを追及。 ・放課後子供教室の約束の提示と共有 ・危機管理マニュアルの共通理解と改善

鳥取市	<p>桜ヶ丘中学校の取組 「校区别生徒会を通じた地域貢献活動」</p> <p>小学校区ごとの「校区别生徒会」を設け、生徒が地域に出かけ地域の方々とともに活動する主体的な生徒(会)活動を推進する。学校での教育活動と地域活動をつなげ、よりよい社会づくりへの発展を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA地区長を中心に地区の予定や催しへのボランティア募集を行い、自治会長や公民館長が来校し、生徒に向けて話をしている。この集会を通じ、多くの生徒が様々な地域行事へ参画し地域の方々と共に活動している。 ・中学生が地域活動に参加することで、地域が盛り上がり、地域の方からも「中学生がとてもよく動いてくれる」「中学生が手伝ってくれて本当に助かります」といった感謝の声が届いている。生徒自身も地域の一員であることの自覚が芽生え、地域貢献への意識が高まっている。
-----	--	--

第4節 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動にかかわる関係者の認識

～令和3年度鳥取県「コミュニティ・スクール推進研修会」兼「地域学校協働活動研修会」参加者から寄せられた声を手がかりに～

県教育委員会では、令和3年度鳥取県「コミュニティ・スクール推進研修会」兼「地域学校協働活動研修会」(ZOOM によるオンライン)を①市町村教育委員会事務局のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の担当者、②学校運営協議会委員等のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に携わる地域の方、③担当教職員という対象者の属性ごとに分けて開催した。研修会参加者によるアンケートの自由記述を活用し、それぞれの立場で感じているコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関する課題意識や困り感を確認することができた。

【研修会概要】

<目的>

- ・鳥取県では令和4年度中に、全市町村で学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)が導入される予定であり、本研修を通して県内でコミュニティ・スクールを導入する意義や期待される効果等について共有し、各地域での取組の充実を図ること。
- ・コミュニティ・スクールを導入するとともに地域学校協働活動との一体的推進についての理解を深め、ワークショップを通して多様な意見を取り入れることで、一体的推進の実践につなげること。

<内容>

【講義】「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について」

講師：東京学芸大学理事・副学長 松田 恵示 教授

(文部科学省主催コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議座長)

【ワークショップ】フリーディスカッション

講義と事前ワークシートを基に担当者別の小グループに分かれ意見や情報を交換。

【発表・講評】ワークショップで話し合われたことを発表し、発表に関する講評が行われた。

講師：公立鳥取環境大学 川口 有美子 准教授

開催日 参加市町村・県立学校数 参加人数	対象者	ワークショップの内容・テーマ
令和3年11月22日 18市町村 35名	県・市町村行政担当者、 地域学校協働活動推進員等	コミュニティ・スクールと地域学校活動の一体的推進を考える。 テーマ：「各市町村担当者の抱える課題よりコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を考える」
令和3年12月20日 9市町村、県立学校8校 72名	学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、公民館職員、学校支援ボランティア、PTA関係者、保護者、地域住民	コミュニティ・スクールと地域学校活動の一体的推進を考える。 テーマ：「子ども達にふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力をつけるために地域や学校で今後やりたいこと・できそうなこと」

令和4年1月21日 16市町村、県立学校14校 75名	教職員	架空の学校を想定し、コミュニティ・スクールを基盤としたふるさとキャリア教育を考える模擬熟議体験。
-----------------------------------	-----	--

【参加者アンケートの概要】

- ・事前アンケート:コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を進めるうえでの工夫と課題について尋ねた。(自由記述方式)
- ・事後アンケート:受講後に研修参加者へ、「講義で学んだこと」「演習で学んだこと」「今後取り組みたいこと」「自由意見」について尋ねた。(自由記述方式)

○他市町村の例・ノウハウの共有

- ・他市町村の事例が参考になるので、他市町村の例、課題について意見交換できる研修を定期的に実施してほしい。
- ・抱える課題は他の市町村でも同様。

○制度の理解、情報共有・発信

- ・地域住民だけでなく、学校教職員や教育委員会内での制度の理解が重要。
- ・活動について地域住民等に広く・わかりやすい情報共有・発信に努めている。

○関係者(機関)の連携

- ・学校、地域の連携に向けた課題意識の共有と協議の実施が重要。
- ・既存の学校支援ボランティア、地元自治体(首長部局・学校教育課・社会教育課等)、公民館などとの連携が課題。

○人材確保

- ・学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員、コーディネーターの人選や確保が課題。
- ・地域学校協働活動推進員、コーディネーターの役割が重要。
- ・地域学校協働活動への参加者の確保、拡大が課題。

○地域の実態に合わせた組織づくりと活動

- ・各地域によって、組織の在り方や活動の内容が違う。
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のすみ分けが課題。

○多忙化・働き方

- ・会議の運営や地域とともに育てたい子ども像を共有して新たな教育活動を行うことは大変なことが多いと思う。多忙化や窮屈なカリキュラムとならないようスクラップアンドビルドが必要。
- ・役割分担や双方に利益がある取組という視点に気づいた。
- ・教員の働き方改革につながる取組も紹介されていたので、今後の改善意欲が湧いた。

○行政の役割

- ・コミュニティ・スクールの円滑な導入には教育委員会の伴走支援が必要であり、それは導入後も同様と感じた。

○その他

上記以外にも、学校運営協議会委員等の地域の方々の多くは、子どもたちや学校のための具体的な取組について記載されていた。また、「活動を行いたい」、「活動を行って子どもたちから反応があると嬉しい」、「やりがいを感じる」などの意見も併せて記載されていた。教職員は、学校から提案できるような学校の教育活動と地域が連携した具体的活動のアイデアを「これから取り組みたいこと」などに記載する方が多かった。

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動にかかわっている方々は、かかわってきた年数や経験値に応じ、様々な意見や課題意識を持っていることが伺える。

第5節 鳥取県内における先行事例訪問調査

(1)調査報告

鳥取県教育委員会が、国の制度を活用しつつコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を支援し、市町村教育委員会、学校が取り組んだ結果、県内ではコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動本部の設置が進んできている。そこで、本分科会では、本県でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた方策を検討するにあたり、県内の市町村立学校3校（鳥取市立湖南学園、日野町立日野中学校、倉吉市立上北条小学校）と県立学校2校（岩美高等学校、白兔養護学校）を現地視察し、学校運営協議会委員と意見交換を行った。

視察結果の概要については、巻末資料3を参照されたい。

(2)調査後の委員協議

上記の5校における各視察後に本分科会委員より示された意見や報告を観点別にまとめ、以下に挙げる。いかに仕組みを導入するかにとどまらず、活動を支える人材の確保や多くの参加者を得ながら活発な活動を持続的に進めていくための方策について多くの意見があった。また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、地域学校協働本部の各制度自体への理解促進やそれぞれの地域の特性に応じた仕組みの導入（設置単位は学校ごとか複数の学校か、既存組織の活用等）、活動の在り方についても多くの意見が交わされた。委員が直接的にコミュニティ・スクールや地域学校協働活動にかかわっている場合には、それらに関する現状報告も行われた。

【県立学校関係】

○高等学校

【小・中・義務教育学校との違い】

- ・高等学校は子どもたちを社会に送り出すという大きな責任を持ち、それに合ったビジョンをもって運営されている。岩美高校の取組から、小学校、中学校も学ぶべき点もあるのではないかと。
- ・コミュニティ・スクールを小・中学校の延長で考えていたが全く捉え方が違うと感じ、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進が難しいのではないかと感じたが、岩美高の話を知るとそうではなくて、行政や商工会とのタイアップなど、広域なエリアの中で地域の魅力づくりを考える方法があると感じた。
- ・小・中学校のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、どちらかというと、その地域の大人たちが子どもたちのために応援して、こういう学校にしようという目線のウエイトが高いが、高校は生徒たちによる学校のある地域の課題解決に向けた関わりがプラスされて、生徒が地域の人たちと一緒に自分たちが活動して地域の課題を解決しよう、企業の課題を解決しようという目線が入ってくる。これは地域に唯一の高校も、都市部の高校も、普通科の高校も探究学習があって関わりがあるのではないかと。
- ・小・中学生はどうしても大人のフォローが必要だが、高校生は地域課題解決の戦力となって地域や企業の方と一緒に取り組める。学校、学科や立地を問わず大切な視点。ただし、生徒に丸投げせず、課題に気付く場面設定、お膳立てを学校や地域が行うことは必要では

ないか。

【設置・運営・発展】

- ・校長のビジョンを地域に浸透させるため、学校運営協議会委員だけでなく企業、高齢者、地域の人材を活用し運営していくことが大切。
- ・地域に応援してもらっている教育活動は山ほどある。教員と学校の中だけで解決できない問題があり、その問題を地域に応援してもらって進めることで課題解決を図っていく。
- ・県立高校でも、都市部と山間部などによって地域の人との関わりというのは違ってくると思う。地域にあった関わり方があると思う。

【地域への対応】

- ・高校は学科による特性等の条件によっても、地域との協働のあり方も異なるのではないか。
- ・岩美町の教育委員会が上手に関わり小・中・高のコーディネートをしているように思われる。行政のかかわりは大事ではないか。

【コーディネーター・推進員】

- ・小・中学校の地域コーディネーターは地元の人がされる例が多いが、高校は小・中学校とは違うのではないか。

○特別支援学校

※都合により、分科会長が代表して視察を行った。以下は分科会長による視察後の所感。

【学校特性】

- ・小学部から高等部、卒業後の就労先に至るまで切れ目のない支援に努めている。児童・生徒、そして、卒業生の居住エリアも広域だが、学校のある地元の末恒地区や卒業生の就労先が温かく見守り、支援している。

【コーディネーター・推進員】

- ・末恒地区公民館主任が地域学校協働活動推進員（鳥取市任用）を務められており、公民館と学校との連携・協働が促進されている。

【市町村立学校関係】

【組織・体制】

- ・公民館やまちづくり協議会等を中心に学校と連携・協働しようというところもある。地域によって関係性が異なり、それぞれの地域でどの団体が中心的に自治活動を担っているかで、やり方も変わってくる。
- ・地区公民館がその学校との関係性の中で自主的に動いており、地区公民館を中心とした地域と学校とがどう繋がるかがとても大事だ。
- ・学校と地域の連携・協働をよりよく回すために地域学校協働本部の運営委員会（構成団体の連絡会の代表による連絡会のようなイメージのもの）を作っとうまくいっている。
- ・地域学校協働活動は地域の協力が必要。導入前の説明会から地域で影響力のあるリーダー等と学校が情報を共有しながら一体感を持って進める環境が必要。
- ・学校管理職が学校運営協議会や地域との協働活動をどう進めていいのかわからないという点が問題かと思う。学校運営協議会のメンバー構成や協働活動をどう行うかなど、公民館やPTA等様々な方と協議して良い形になればよい。
- ・同じ人が地域と学校の行動活動などをいつまでも続けることができるわけではないので、

次の世代と一緒に活動でき、スライドしていくような組織になったらいいのではないか。

【設置・運営・発展】

- ・都市部、郡部、中山間地、やはりその地域性を大事にした取組や手順が必要である。
- ・今までやってきたことが誇りという、学校に関わってきた地域の方の思いや地域の歴史、学校の文化を大事にしながらより良い運営にするにはどうすればよいか。
- ・導入しても形骸化してしまうことを危惧している。
- ・学校運営協議会の実際の場面を見て、関係者が運営の仕方を認識できる機会を持つのは有効ではないか。実際にどのように協議、熟議がなされているのかを知ることが形骸化を防ぐことにつながる。
- ・運営協議会は実施回数を示すとリアルに構想ができ、年間イメージがわく。
- ・PDCAを年度の区切りで行うと新年度へのつながりが薄いため、2学期からスタートしているところもある。
- ・地域や子どもたちをよりよくしたいと考えれば考えるほど、どうしてもオーバーワークになりやすい。やらないことを決めるとか、よりよく進めるために今まで背負ってきていたものを手放すということもとても必要。
- ・生涯学習的な視点から見た時に、取り組まれている方々の気づきや発見の声が拾えないと活動する大人を呼び込む口説き文句が出てこない。
- ・いろんな方がかかわって体験の場が提供されている。子どもを受け入れる側(地域の大人)の方も励みになるのではないか。
- ・学校の統廃合が進んでいけば、2～3の地域が1つの学校という地域も出てくるため、将来的に難しい側面が出てくる。
- ・10年、20年先を考えた時に引き継ぐことを意識しながらより多くの人を巻き込んでいかないと持続的な取組にすることは難しい。小学校単位での取組は地域がまとまりやすい。

【コーディネーター・推進員】

- ・推進員を育成し、全地域に推進員を配置できればよい。
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的運営と持続にはコーディネーターが必要。
- ・コーディネーターを補佐するような形で2人体制的なイメージで、推進員のやっていることを見て、学んで、いつでも引き継げるといような体制を取られてもいいのではないか。

【制度への理解】

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に取り組んでいる方とそうでない方の理解の差が広がっていくので意識浸透をしっかりとやってから取り組むべきだ。
- ・コミュニティ・スクールの導入だけなら分かりやすいが、地域学校協働活動は曖昧で混乱を招いているので説明が必要。
- ・地域学校協働活動の参加団体はボランティア性が高く、学校の経営方針があまり理解されてない部分がある。
- ・導入で学校の負担が増すのではという心配をなくすような事例の紹介や、地域の方にも先行事例等の視察、紹介動画の活用をしてはどうか。

【情報発信】

- ・多くの地域人材にかかわっていただくことや次世代の人材確保が必要。人材発掘のために

も制度の周知が重要で、制度の周知が不足している。

- ・人口減少、高齢化の中でも、活力ある地域で子どもたちが育つ持続可能なまちづくりが必要。この考えを広めていくことが必要。
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進によって、今後、面白くなるといった点が伝わると良い。

【学校側の視点】

- ・地域に信頼されていないと学校は成り立たない時代になっているということを強く思っている。学校側から地域にかかわっていくことで地域に応援をしてもらって、地域貢献をしながら信頼関係を作っていくことが大事だ。

第6節 一体的推進に向けた課題

本分科会による県内先行事例訪問調査、鳥取県教育委員会が行った令和3年度鳥取県「コミュニティ・スクール推進研修会」兼「地域学校協働活動研修会」参加者アンケートの結果から、本県のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に関する課題は次の3点と考えられる。

① 制度・活動への理解促進

- ・コミュニティ・スクール導入済みかどうか、また、地域学校協働活動の取組が盛んかどうかにかかわらず、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関する制度の理解促進が必要である。なぜなら、行政・学校の人事異動のみならず、PTA・地域住民として携わる方や中心的メンバーの交代は避けられず、それらに伴って組織内の制度に対する理解が低下した場合、関係者間の連携が難しくなったり、活動が形骸化したりすることが懸念されるからである。
- ・県内では従来の制度に基づく学校支援や地域と学校が協働して行う取組が盛んである地域もあり、これまでの取組・歴史を尊重しながら、どのように現制度の枠組みに移行するか、考え方や具体的方法を検討する必要がある。
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動、地域学校協働本部の制度や関係性について教職員、地域住民とも理解が不足している懸念がある。そのため担当教職員やかかわる方の悩みや運営上の困難を生んでいるとの声もあった。
- ・コミュニティ・スクール導入に伴い学校の負担が増すのではないかと不安を訴える声もある。
- ・市町村教育委員会担当者からは制度の理解はもとより、コミュニティ・スクールの運営や地域学校協働活動推進に関するノウハウの入手を希望する声が多数聞かれた。

② 人材確保

- ・学校運営協議会の委員、地域学校協働活動推進員等のコーディネート役、地域学校協働活動の担い手のいずれについても人材確保が難しい現状がある。また、現時点で人材が確保されている場合でも、将来的な人材不足を心配する声は多く聞かれ、持続可能な活動としていくための人材育成・確保は大きな課題である。

③ 円滑な導入・運営

- ・地域ごとに校区の面積や人口、歴史や地理的な条件等が異なり、設置単位（各学校単位、複数の学校単位など）や学校運営協議会の委員構成、会議の持ち方、活動方法など、制度を踏まえつつ、それぞれの地域性を大事にした取組や運営手順をどのように支援するのが問わ

れる。

- ・学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進について、文部科学省が示す枠組みを活用して整理し、核となる者（校長や担当教職員、地域学校協働活動推進員、教育委員会担当職員）の異動等があっても取組についての引継ぎが確実になされ、持続的に機能させることが必要である。
- ・コミュニティ・スクール、地域学校協働活動及び学校支援活動について十分な理解がなく、学校支援ボランティアが活動のねらいや目指す子ども像等の共有すべき目標を理解しないで活動を行っているという声が聞かれる。

第3章 地域の特性を生かした持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けて

第1節 持続可能なコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に向けた考え方の整理

今回の県内先行事例調査、研修受講者アンケート等から、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動にかかわっている地域の方々には「子どものために何かしたい」、「自分たちの町の学校に役立ちたい」、「地域を元気にしたい」という強い思いがあり、実際に活動を行うことで喜びや生きがい、誇りを得られていることが確認できた。また、市町村教育委員会の担当者は、法令に沿った制度の管理・運用、学校・地域への制度の説明や連絡調整、情報発信、会議開催をはじめとした実務、人材確保など多岐にわたる業務を担っており、他自治体の状況やより良い実施方法について強いニーズを持っていた。教職員には、保護者や地域との「連携」についての課題意識が多くみられた。また、市町村教育委員会の担当者と同様に他校や他の市町村の情報についてニーズがあり、これらを参考に自校にあった取組の検討を進めたいと考えていることが確認できた。一方、制度が理解できていないことやコミュニティ・スクール導入による業務負担増を懸念している声もあった。

それぞれに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向け取り組んでいるが、前述のような課題にも直面している。本分科会の検討を踏まえて、今後、本県でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進し、また持続可能なものにしていくための考え方を示す。

(1)地域の特性を生かした活動に向け大切にしたい考え方

学校のある地域の特性は言うまでもなく多様性・個別性がある。そもそも、自分たちの地域の特性はどういったものであるかの認識共有も求められる。地域の人材はじめ、伝統行事・文化、自然・風景、産業等、地域の多彩な特性を生かしながら、子どもたちを育みながら人格形成に寄与していくという考え方を大切にすべきである。これまでに築かれてきた地域と学校のつながりや活動、それらの拠点は大いに活かしていきたい。

(2)持続可能な活動に向け大切にしたい考え方

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組は、一過性のものや特定の人たちに依存するかたちではなく、持続可能なものでなければならない。世代交代や学校・行政の人事異動があっても、組織体制や取組が維持・継続されなければならない。かかわる人々が目的を共有し、「やってよかった」と地域も学校もそう思えるような活動を構想し実施していくことが大切である。そして、活動を通じて子どもたち自身も地域や学校のために貢献でき、自己有用感を感じられるような取組であってほしい。そのためには、それぞれの持つ知恵や力を結集していきたい。

ただし、特に学校の運営に関して次のような点を留意したい。

- ・児童生徒への教育・指導や保護者への支援、学校施設の維持管理など学校運営上の課題について、学校運営協議会と地域学校協働活動の枠組みを活用し、解決のための方策や支援を得て取り組んでいくこと。
- ・学校と関係者間で「育てたい子ども像」を共有し、小学生から高校生までの発達段階に応じた地域学校協働活動を計画・実施すること。
- ・活動ありきではなく、学校教育目標の達成に向けた地域学校協働活動の充実を図ること。その際、教員の働き方改革の視点等も留意すること。
- ・特別支援学校においては、一人ひとりの障がいの状態等の実態や教育的ニーズを踏まえ、幼児期から卒業後までの長期的な視点で個々のキャリア発達を促すために、家庭や医療、福祉、就労等の関係機関とのネットワークを構築し、その連携を生かした取組を進めること。

(3) 鳥取県における地域学校協働本部の在り方

今回の建議とりまとめに当たってよく聞かれた「地域学校協働本部とは何か」、「学校運営協議会と地域学校協働本部の関係がよくわからない」という声について、制度のわかりにくさが導入や運営の妨げにならないよう、本分科会で以下の通り、鳥取県版の地域学校協働本部についての在り方を整理し、提案する。

① 地域学校協働本部とは

地域学校協働活動を実際に行う、社会教育施設・団体、文化・スポーツ関係団体、企業やNPO等、地域の様々な団体や個人等によるネットワーク（つながり）であり、次の3点を概ね満たすものを地域学校協働本部という。

- ① 学校運営協議会で協議された目指す子ども像や目標やビジョンを共有している。
- ② 活動に応じ、活動する人が集まる場や話し合いの機会を持ち、円滑に活動できるように調整（コーディネート）しながら進めている。
- ③ 様々な内容の活動を学校内外で継続的に行っている。

上記を満たすならば、必ずしも会議体や事務所を設けないといけないものではない。ただし、地域学校協働本部の実施・運営に当たっては、地域の実情にあった活動を円滑に推進するために、地域学校協働活動推進員を中心とした地域の方などによる話し合いの機会を持ち、活動準備を進めることが大切である。そのための拠点として、学校の余裕教室や公民館などの社会教育施設を活用することも有効である。また、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、地域学校協働本部に独自の名称を使用することが可能である。

② 学校運営協議会と地域学校協働本部の関係

学校運営協議会は、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させるための協議や基本方針の承認を行う学校の機関であり、地域学校協働活動本部は地域学校協働活動を行う地域の個人や団体のネットワーク（つながり）である。

なお、学校運営協議会の委員が地域学校協働活動推進員を兼ねたり、地域ボランティアとして活動したりすることが妨げられるものではない。また、地域の実情によっては学校運営協議会や地域学校協働活動に参画するメンバーが固定化されやすいことも考えられる。しかし、地域学校協働活動を活性化し持続可能なものとしていくためには、学校運営協議会委員等の特定のメンバーのみに頼ることなく、より多くの地域住民の参画を得ることが望まれる。

第2節 具体的な推進方策～鳥取県教育委員会による取組・支援～

最後に本分科会の審議を踏まえ、鳥取県教育委員会のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動推進に向けた方策をまとめる。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向け、「制度・活動への理解」「人材の育成・確保」「円滑な導入・運営」を支えられるよう、当面、以下に掲げる事柄を継続して行うことが必要と考えられる。併せて、今後の県内のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の状況や国の施策、社会情勢の変化に応じて検討し、タイムリーな施策を実施していくことも望まれる。以下に現状から考えられる取組の例を示す。

① 県立学校の取組

ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の円滑な運用

- ・会議の開催や地域学校協働活動の実施に必要な予算の確保
- ・従来の教員主導による地域と連携した活動等を積極的に地域学校協働活動へ移行

イ 担当者の実務に役立つ研修や情報提供の定期的な実施

- ・コミュニティ・スクール研修、コーディネーター養成研修、地域学校協働活動の実施者向け研修等の実施
- ・新たに担当になった場合も円滑に業務が進められる運営実務の手引書の作成・配布（すぐに使えるひな形付きなど使い勝手の良いもの）
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の運営・実施などに関する好事例の情報提供と担当者や関係者の交流機会の創出
- ・活動の目的や活動状況を広く共有・共感できる広報の支援
- ・人材確保に役立つ情報等の提供

ウ 情報発信への支援

学校の魅力化・特色化につながる情報発信や、地域学校協働活動に参加することによるメリットや面白さが感じられるようなものが望まれる。

- ・地域全体を対象としたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の制度や活動状況に関する情報発信への支援
- ・活動する人に焦点を当てたガイドブック作成等の情報発信
- ・情報発信の手法の紹介

② 市町村教育委員会への支援

ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に必要な財政的援助の継続

- ・コーディネーター配置の助成

イ 担当者の実務に役立つ研修や情報提供の定期的な実施

- ・コミュニティ・スクール研修、コーディネーター養成研修、地域学校協働活動の実施者向け研修等の実施
- ・新たに担当になった場合も円滑に業務が進められる運営実務の手引書の作成・配布（すぐに使えるひな形付きなど使い勝手の良いもの）
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の運営・実施などに関する優良事例の情報提供と担当者や関係者の交流機会の創出
- ・活動の目的や活動状況を広く共有・共感できる広報の支援
- ・人材確保に役立つ情報等の提供

ウ 困りごとなどを気兼ねなく相談できる県教育委員会の体制

- ・社会教育課や各教育局への担当職員の配置

エ 関係課（首長部局・学校教育課・社会教育課）の連携促進を図るための支援

③ 学校・教職員への支援

ア 研修機会の創出と内容の充実

- ・コミュニティ・スクール研修、コーディネーター養成研修、地域学校協働活動の実施者向け研修等の実施
- ・管理職をはじめとする教職員に「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた地域と学校の連携・協働に係るマネジメント力向上等のための研修の充実

イ ノウハウや情報提供の実施（特に実施するメリットや校内での情報共有の方法に配慮）

- ・地域との連携・協働担当教職員を対象にした制度の理解に役立つ情報提供
- ・地域学校協働活動推進員等との連携の進め方、地域の方々との連携・協働に役立つ情報提供やFAQの提示

ウ 学校を所管する教育委員会による伴走支援の継続を支援

- ・市町村教育委員会が伴走支援の際に役立つよくある事例の情報提供やFAQの提示

④ 地域への支援

ア 今までの活動を基盤とした地域学校協働活動への移行と活動充実の促進

- ・地域学校協働活動の実施者向け研修等の実施

イ 中核を担う人材養成

- ・コミュニティ・スクール研修、コーディネーター養成研修、地域学校協働活動の実施者向け研修等の実施
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の制度と運営・活動に関する研修
- ・実践者同士の交流・情報交換の定期的な実施

ウ 情報発信への支援

特に活動のメリットや面白さが感じられるようなものが望まれる。

- ・地域全体を対象としたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の制度や活動状況に関する情報発信への支援
- ・活動する人に焦点を当てたガイドブック作成等の情報発信
- ・情報発信の手法の紹介

本章を踏まえ、県教育委員会は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進にかかわる各関係者（県教育委員会・市町村教育委員会・学校・学校運営協議会委員・地域学校協働活動にかかわるの方々等）の役割について、改めて検討・整理され、提示していただきたい。提示される際には、すべての関係者にとってわかりやすく、取組を後押しするような表現や周知方法であってほしい。

おわりに

平成17年4月1日現在で全国に17校しかなかったコミュニティ・スクールは、令和3年5月1日現在で11,856校を数える（公立で学校種問わず。参考：文部科学省「令和3年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査について（概要）」）。公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の合計は32,787校であるから（参考：文部科学省「令和4年度学校基本調査（速報値）」）、おおよそ3分の1はコミュニティ・スクールとなった。本県の設置状況については第2章第3節で述べた通りであるが、まだまだその認知度や理解度は高いことも課題として指摘したところである（同章第6節）。

本分科会では、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の意義や有用性、課題について多くの時間を割いて意見交換を行ってきた。任期中最後の会議において、ある委員が「子どもたちの育ちは止まらないので」と語っていた。コミュニティ・スクールや地域学校協働活動が子どもたちの育ちを促進することは、私たち分科会委員も視察調査や協議を通じて実感し理解している。しかしながら、子どもたちのみならず大人たちの育ちも、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を通じて促進するといえるのではないか。これらを通じて同じ地域の大人同士であってもさまざまな人生を歩んできた人々に出会うであろうし、時に地域の諸資源（歴史・文化等）から学びを得ることもあろう。そして、子どもたちや教職員との出会い等、実に多くの出会いが自己の成長につながり、生活や人生を豊かにするといえる。ぜひとも多くの人々にコミュニティ・スクールや地域学校協働活動にかかわっていただきたいと切に願う。最初はこれらへの参加に不安もあるかもしれない。そもそもそのようなしくみや場・機会があることすら知らないということも少なくない。すでにコミュニティ・スクールや地域学校協働活動にかかわっている方々には、積極的に声掛けをして仲間を増やしつつ、後進をフォローしていただきたい。次第にフォローされていた側が新たな仲間をフォローする側になるだろう。そうした循環ができるといい。すでにかかわっている方々の多くの努力を活かしながら、県教育委員会には本建議で示したような方策を講じていただきたい。

本分科会は令和4年9月末日でもって任期を終える。次期以降においてもその後のコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の動向を注視していただきたいし、任期を終えた私たちも動向注視に留まらず、積極的にコミュニティ・スクールや地域学校協働活動にかかわる大人であり続けたい。「コミスク」、「CS（シーエス）」が誰もが知っていて当たり前のものになるよう、子どもたちの成長や後進の育成にかかわっていきながら、自らも育っていききたいと思う。

鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議
（令和2年10月1日～令和4年9月30日）

会長 川口有美子

【巻末資料】

1 活動経過(令和2年10月1日～令和4年9月30日)

開催日	会議等	主な審議内容
令和2年(2020年) 11月17日(火)	令和2年度第1回 鳥取県教育審議会生涯学習分科会 兼鳥取県社会教育委員会議	・令和3年度社会教育関係団体への補助金について ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について ※一体的推進のための方策を説明
令和3年(2021年) 1月27日(水)	現地視察	・鳥取市立湖南学園学園運営協議会視察 ・同運営協議会委員との意見交換
	令和2年度第2回 鳥取県教育審議会生涯学習分科会 兼鳥取県社会教育委員会議	・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について ※効果的推進方策の議論
令和3年(2021年) 9月27日(月)	現地視察	・日野町立日野中学校区学校運営協議会視察 ・同運営協議会委員との意見交換
令和3年(2021年) 11月19日(金)	現地視察	・倉吉市立上北条小学校地域学校委員会視察 ・同委員会委員との意見交換
	令和3年度第1回 鳥取県教育審議会生涯学習分科会 兼鳥取県社会教育委員会議	・令和4年度社会教育関係団体への補助金について ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について
令和4年(2022年) 3月29日(金)	令和3年度第2回 鳥取県教育審議会生涯学習分科会 兼鳥取県社会教育委員会議	・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について ※建議素案について審議
令和4年(2022年) 6月6日(月)	現地視察	・鳥取県立岩美高等学校学校運営協議会視察 ・同委員会委員との意見交換
令和4年(2022年) 6月27日(月)	現地視察 ※分科会長が代表して視察	・鳥取県立白兔養護学校学校運営協議会視察
令和4年(2022年) 8月31日(水)	令和4年度第1回 鳥取県教育審議会生涯学習分科会 兼鳥取県社会教育委員会議	・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について ※建議案について審議
令和4年(2022年) 9月22日(木)	建議の提出	

2 委員名簿(50音順・所属等は在任時のもの)

任期:令和2年10月1日～令和4年9月30日

氏名	所属等	備考
青山 恵子	日本海テレビジョン放送株式会社営業局 局次長兼事業部長	令和4年3月31日まで
上杉 未樹	鳥取県連合青年団事務局長	
大西 映子	湯梨浜町立はわいこども園長	令和4年3月31日まで
大堀 貴士	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ 理事長	副会長
小椋 博幸	倉吉市教育委員会教育長	
川口 有美子	公立鳥取環境大学環境学部准教授	会長
小林 宏美	若桜町立わかさこども園長	令和4年5月12日から
清水 まさ志	鳥取大学地域価値創造研究教育機構准教授	
砂流 誠吾	日野町教育委員会教育課長	令和4年3月31日まで
高尾 裕子	鳥取県PTA協議会副会長	
田中 昭子	鳥取県連合婦人会	令和3年12月31日まで
福田 京子	日本ボーイスカウト鳥取連盟理事	
矢田 佳代	倉吉市立関金小学校校長	
山根 一記	鳥取市賀露地区公民館館長	
米田 遼史	公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会理事	
永美 春美	鳥取県連合婦人会	令和4年3月19日から
平尾 岳文	株式会社新日本海新聞社総務局総務部長	令和4年5月27日から
福田 範子	日南町教育委員会事務局 教育課総括室長兼社会教育室長	令和4年5月27日から

3 参考資料

本文中に参考にした旨を記載していない参考資料は以下のとおりです。

- ・ 文部科学省ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>

4 引用した条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

○社会教育法

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

(略)

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

(略)

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

(略)

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。